

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6357871

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	ASSIGNMENT
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
KANAMI SUGIYAMA	07/27/2016
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	RICOH COMPANY, LTD.
Street Address:	3-6, NAKAMAGOME 1-CHOME, OHTA-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	143-8555
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	16321889
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)797-8188
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	202 797 4181
Email:	IPUSA@IPUSAPAT.COM, ips@itohpat.co.jp
Correspondent Name:	IPUSA, P.L.L.C
Address Line 1:	1054 31ST STREET, N.W.
Address Line 2:	SUITE 400
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20007
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	18R-060
NAME OF SUBMITTER:	YOSHIE JONES
SIGNATURE:	/Yoshie Jones/
DATE SIGNED:	10/20/2020
Total Attachments: 11	
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page1.tif	
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page2.tif	
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page3.tif	
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page4.tif	
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page5.tif	

source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page6.tif
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page7.tif
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page8.tif
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page9.tif
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page10.tif
source=18R-060_Sugiyama_Assignment#page11.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Tadashige ITOH, a Patent Attorney of Tokyo, Japan having my office at 16th Floor, Marunouchi MY PLAZA (Meiji Yasuda Seimei Building), 1-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Japan do solemnly and sincerely declare that the English-language translation(s) in the attached document are correct, true and faithful translations to the best of my knowledge and belief.

Dated October 20, 2020



Tadashige ITOH
Patent Attorney
ITOH International Patent Office
16th Floor, Marunouchi MY
PLAZA (Meiji Yasuda Seimei
Building), 1-1, Marunouchi
2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
100-0005 Japan

Partial English Translation of Agreement between Ricoh Company, Ltd. and RICOH IT SOLUTIONS CO., LTD.

Ms. Kanami SUGIYAMA was an employee of RICOH IT SOLUTIONS CO., LTD. as of July 27, 2016, and this document is a copy of an Agreement contracted between Ricoh Company, Ltd. and RICOH IT SOLUTIONS CO., LTD. on June 26, 2015.

Agreement on Ricoh Group Intellectual Property Supplementary Provisions

This Agreement is made and entered into by and between Ricoh Company, Ltd., (hereinafter referred to as "Party A") and RICOH IT SOLUTIONS CO., LTD., (hereinafter referred to as "Party B") with respect to the contents of the RGS Ricoh Group Intellectual Property Provisions (RGS Common Knowledge A0001, and hereinafter referred to as the "Intellectual Property Provisions"), and the parties hereto hereby agree as follows:

[Attribution of Rights and Procedures Relating to Chapter 2, Article 5(2)]

Article 3(Attribution of Rights)

In light of the principle of attribution set forth in the Intellectual Property Provisions, in the event that any intellectual properties that should be owned by Party B in whole or in part arise due to any of the following, because Party B is an affiliate that is responsible for a part of the functions of the business under the control of Party A, Party B shall, in principle, assign to Party A all of Party B's share of the intellectual property rights in relation to the applicable intellectual property rights so as to be Party A's ownership.

- (1) In the event that Party B's employees independently acquire intellectual properties.
- (2) In the event that Party B owns all or a part of the share of the intellectual property rights in transactions (including, but not limited to, assignment, delegation, contracting, joint research, joint development, external assignment, and dispatching) with Party A or a third party.
- (3) Other cases in which Party B holds all or a part of the share of the intellectual property rights.

5-201-201500-002/
002-201501-0087

リコーグループ知的財産規定の補足事項等に関する協定書

杉山佳南氏は2016年7月27日時点でリコーITソリューションズ株式会社の社員であり、本書類は株式会社リコーとリコーITソリューションズ株式会社の間で2015年6月26日に締結された協定書の写しである。

リコーグループ知的財産規定の補足事項等に関する協定書

株式会社リコー
リコーITソリューションズ株式会社

目 次

第1条	目的
第2条	用語の定義
第3条	権利の帰属
第4条	第三者が関与する取引に基づく権利の帰属
第5条	例外
第6条	対価
第7条	登録
第8条	譲渡
第9条	手続
第10条	費用
第11条	報償金
第12条	権利の処分
第13条	外国出願
第14条	甲保有知的財産以外の知的財産
第15条	実施許諾
第16条	相互許諾
第17条	担当部門、知的財産責任者、知的財産業務
第18条	従前の協定書の取扱い
第19条	見直し
第20条	協議
第21条	特記事項

リコーグループ知的財産規定の補足事項等に関する協定書

株式会社リコー（以下、甲という。）とリコーITソリューションズ株式会社（以下、乙という。）とは、RGS リコーグループ知的財産規定（RGS・共知 A0001 以下、本知的財産規定という。）の内容に関して、次のとおり合意し、協定書を取り交わす。

【目的、用語の定義】

第1条 （目的）

本協定書は、本知的財産規定に関する詳細、補足事項等を甲乙間で確認することを目的とする。

第2条 （用語の定義）

本協定書における用語の定義は本知的財産規定によるものとする。但し、本協定書における知的財産とは、発明、考案、意匠のみとする。

【権利の帰属及び手続 第2章第5条第2項関連】

第3条 （権利の帰属）

本知的財産規定に定める帰属先決定の考え方に鑑み、乙は甲の主管する事業の機能の一部を担う関連会社であることから、次の各号に掲げるいずれかにより乙がその権利の全部又は一部の持分を有すべき知的財産が生じた場合、当該知的財産に関する知的財産権の乙持分については、乙は原則として全て甲に譲渡し、甲の所有とする。

- (1) 乙の社員が単独で知的財産をなした場合。
- (2) 乙が甲又は第三者と行う取引（譲渡、委任、請負、共同研究、共同開発、出向、派遣を含み、これらに限らない、以下同じ。）において、知的財産権の全部又は一部の持分を、乙が所有することとなった場合。
- (3) その他、乙が知的財産権の全部又は一部の持分を有することとなった場合。

第4条 （第三者が関与する取引に基づく権利の帰属）

乙が甲以外の第三者と行う取引において生じた知的財産（以下、第三者関与知的財産という。）に基づく知的財産権が乙と甲以外の第三者との共有になる場合、乙は、当該第三者から乙の持分に該当する部分を甲の単独所有とすることについて同意が得られるよう努めるものとする。尚、当該第三者から同意を得られない場合、その取扱いについて甲乙協議するものとし、乙は当該第三者から同意が得られるよう継続的に努めるものとする。

第5条 （例外）

前二条の定めと異なる取扱いをする必要がある知的財産が生じた場合、甲乙協議のうえその取扱いを定めるものとする。

第6条 （対価）

第3条及び第4条に基づいて乙において生じる知的財産（第三者関与知的財産を含む。以下同じ。）に関する知的財産権に係る乙の持分（乙が全ての持分を有する場合も含む。）を

甲の単独所有とすることに対する甲から乙への対価は、第11条に基づく報償金に相当する額の支払いとする。

第7条 (登録)

乙は、自己に知的財産が生じ、当該知的財産を甲の所有の対象にするべきものと認めるときは、システムへの登録等、甲の指定する方法により甲に通知するものとする。但し、第三者関与知的財産のうち、その知的財産権について乙が持分を一切有しないものについてはこの限りでない。

第8条 (譲渡)

第3条及び第4条に基づき甲の所有の対象となる知的財産（第三者との共有になるものを含み、以下、甲保有知的財産という。）に関する知的財産権については、甲保有知的財産について甲が乙から前条の通知を受けた時点において、乙から甲へ譲渡されるものとする。

第9条 (手続)

1. 甲保有知的財産については、原則として甲が権利の取得並びに維持保全のための手続又は対応を行うものとし、乙は、甲の要請を受けたときは、甲に協力するものとする。尚、甲は機密保持に充分留意の上、手続きの全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。
2. 甲は、甲保有知的財産について次の各号のいずれかに該当する手続きを行う場合には、乙とその取扱いを事前に乙に確認のうえ、これを行うものとする。
 - (1) 出願の取下げ及び放棄
 - (2) 審査請求、審判請求及び訴訟
3. 甲は、第1項に従い甲が手続きを行ったことにより生じた特許庁又はその他への提出文書又はこれらより受領した文書等の各種資料を適切な方法で保存するものとする。

第10条 (費用)

甲保有知的財産に関する権利取得及び維持保全手続に要する費用は甲が負担するものとする。

第11条 (報償金)

1. 甲及び乙は、その社内において発明者に対する報償制度を有する場合には、その制度に従い、甲保有知的財産の創出等をなした自らの社員に対し報償金を支払うものとする。
2. 前項の規定に関して、甲保有知的財産に関して乙が支払うべき発明報償金（乙が、甲を含むリコーグループと取り交わす社員出向に関する契約等により、乙が支払う報償金相当額がある場合には、これも含む。）がある場合には、甲は甲の報償制度に定められた金額の限度内において、乙に報償金相当額を支払うものとする。
3. 前項に定める甲保有知的財産の発明者に乙以外のリコーグループ（甲を含む、以下、本項において同じ。）を所属元とする発明者が含まれている場合、当該発明者に係る報償金相当額については、当該乙以外のリコーグループが同意する限りにおいて、甲は、乙を

介さず、当該発明者の所属元であるリコーグループに対して直接支払うことができるものとする。

4. 本条第2項及び前項に定める報償金相当額の支払時期及び方法等の詳細については、甲乙別途協議の上定めるものとする。

第12条 (権利の処分)

甲が、甲保有知的財産に基づく知的財産権(甲の所有の対象にするべきものであるが、事情により乙の所有のままとするものを含む。)を、放棄し又は第三者に対して譲渡しようとする場合には、事前に乙に確認のうえ、これを行うものとする。

第13条 (外国出願)

本協定書の各条項は、乙において生じた知的財産に関する外国出願及びそれに基づき取得せられる知的財産権の取扱いにも全て適用されるものとする。

第14条 (甲保有知的財産以外の知的財産)

1. 乙で生じた知的財産のうち、甲保有知的財産以外のものがある場合、その出願、費用、報償金、権利の処分等については、原則として乙が自らの責任と負担において行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙で生じた知的財産のうち、甲の所有の対象にするべきものであるが事情により乙の所有のままとするものに関する出願、費用、報償金等の取扱いについては、本協定書で別途定めがある場合を除き、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

【実施許諾 第2章第5条第3項関連】

第15条 (実施許諾)

甲保有知的財産に基づく知的財産権について、甲は乙に対し、原則として無償の非独占的通常実施権を許諾するものとする。但し、当該実施権の許諾にあたり、甲乙間に適用される別の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。尚、当該知的財産権が甲以外の第三者との共有である場合、甲は当該第三者から当該許諾について同意を得られるよう努めるものとする。

第16条 (相互許諾)

甲及び乙は、甲保有知的財産以外の知的財産に基づく知的財産権についても、相手方より実施許諾の要請を受けた場合には、やむを得ざる事由なき限り、条件を定めその実施を許諾するものとする。

【役割 第3章関連】

第17条 (担当部門、知的財産責任者、知的財産業務)

1. 甲においてリコーグループ知的財産統括機能を推進する担当部門は知的財産本部とし、担当窓口は知的財産本部 知的財産開発センター 知的財産統括室とする。
2. 乙における知的財産責任者は、経営企画本部長とし、担当窓口は経営企画本部とする。
3. 甲又は乙が前二項所定の担当部門、担当窓口又は知的財産責任者の変更を行った場合に

は、それぞれ当該担当部門又は担当窓口の機能を行うこととなる後継部門又は知的財産責任者の後継者が相手方に対し速やかに通知するものとする。

4. 乙が行う知的財産業務については、別紙に定める通りとする。

【その他】

第18条 (従前の協定書の取扱い)

甲乙間で有効な法に掲げる契約(甲がリコーシステム開発株式会社、リコーソフトウェア株式会社等のリコーグループの会社と取り交わしたもので、乙が契約上の地位を承継しているものを含み、以下、旧協定書等という。)については、本協定書の発効をもって終了するものとする。但し、旧協定書等における報償金相当額の支払いに関する条項、手続費用に関する条項、その他効力を存続させることが適当と甲及び乙が認める条項については尚効力を有するものとするが、旧協定書等に基づき甲が保有することとなった知的財産に関する報償金の取扱いに関しては、本協定書第11条の規定を準用するものとする。

- (1) 工業所有権の取扱いに関する協定書
- (2) ビジネスモデル発明の取扱いに関する覚書
- (3) 個別の特許譲渡に関して定めた譲渡契約書

第19条 (見直し)

本協定書の内容を見直す必要が生じた場合、甲乙協議の上これを行うものとする。

第20条 (協議)

甲及び乙は、本協定書を誠実に履行するものとし、本協定書に定めなき事項又は本協定書の条項に疑義ある場合には、互恵の精神に従い、友好的に協議の上解決するものとする。

第21条 (特記事項)

甲乙間で「リコーグループ グループ間の委託取引に関する取扱規定」(RGS - 共法 A1008) その他の契約等(総称して、以下、本 RGS 等という。)に基づく取引を行う場合で、かつ、本 RGS 等の内容と本知的財産規定又は本協定書の内容に齟齬が生じる場合、原則として本知的財産規定又は本協定書を優先的に適用するものとする。

上記合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

2015年 6 月 26 日

神奈川県海老名市下今泉810
甲 株式会社リコー
知的財産本部 本部長
永松 荘一

東京都中央区晴海1-8-10
乙 リコーITソリューションズ株式会社
代表取締役社長執行役員
森田 哲也

【別紙】

下表は、当社の特許権を有する「インターネット」の権利を行使する権利者に関する情報です。

① 権利者の名前	② 権利者の住所	③ 権利の種類	④ 権利の取得年月日	⑤ 権利の有効期限
① 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
② 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
③ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
④ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑤ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑥ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑦ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑧ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑨ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑩ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑪ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑫ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑬ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑭ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑮ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑯ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑰ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑱ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑲ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
⑳ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
㉑ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
㉒ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
㉓ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
㉔ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
㉕ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
㉖ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日
㉗ 株式会社インターネット	東京都千代田区千代田1-1-1	特許権	2010年1月1日	2030年12月31日

